リ十五分間同、晝休三十分後三時ヨリ十五分ノ休憩ヲ認ム（以上）

右及申（通）報候也

別紙

要求書

一、最低賃金ヲ二円五十銭出セ

二、不当事件ヲ絶対ニ出スナ（但シ中金ノ場合ハ止ムヲ得ズ）

三、中留様取者ハ此ノ現場カラ追ヒ出セ

四、現場ニオケル今傷ノ場合ハ傷ノ治ル迄日給全部治療代慰謝料ヲ全部出セ

五、中留備リヲ半月一回ニシロ

六、日曜祭日ヲ下ト呉勘定日ニハテマ賃ヲ全部確実ニ支拂ヘ

七、現場ノ世話役ハ俺達ノ中カラ出セ　但シ二名

八、俺達ノ中カラ出シタ世話役ニハ賃銀ヲ二割マシニシロ

九、労働時間ヲ現在ノマヽニシテ（七時半ヨリ五時半迄）晝休ミヲ一時間ニシロ

右要求ス

警視廳　現場磯人一同

決議文

現在我々運工の生活は極度に苦しめられて居る事の原因は労務者の親方諸君の無ろうな搾取の為に生活を出来ない。我々は最後に親方諸君に対して恨を抱いて居る全親方に対して我々全運工労